

システム販売審査基準の改正説明会質疑応答
(近畿中国森林管理局)

Q1 システム販売審査基準の改正について、問い合わせはどこにすればよいのか。

→局資源活用課素材供給係までお願いします。

Q2 取組評価点④国有林立木販売購入実績のうち、分収育林購入が「あり」と「なし」のそれぞれの配点はどうか。

→立木販売の購入実績に分収育林が含まれていれば、購入件数に応じて1点加算されます。

Q3 取組評価点④立木販売の購入実績について、他局で購入した実績はどうか。

→他局分の立木販売購入分についても、購入実績に入れることができます。

Q4 取組評価点⑧「えるぼし」や「くるみん」等の認定について、全部網羅しないと配点はないのか。それとも1つでも該当していれば配点があるのか。

→どれか1つでも該当があれば配点があります。

Q5 取組評価点⑧市町村独自の子育て支援サポート等の認定を得ているが、評価されないのか。

→くるみん認定基準7、8、9すべてを満たすと認められると1点分評価されます。

Q6 すべての項目について、会社の場合、製材部門や生産部門など部門（部署）があり、登録木材事業者など部門（部署）単位で入っている場合もある。1部門（部署）が入っていれば、会社全体としてカウントされるのか。また、同様に、労働災害の件数については、部門（部署）なのか、会社全体としてカウントするのか。

→国とシステム販売の協定締結を希望する事業者単位でカウントすることになりますので、必ずしも会社単位でカウントされるものではありません。なお、協定締

結希望者は林産物売払いの一般競争参加資格等を有している必要があります。

Q7 減点②の減点について、もう少し詳しく教えて欲しい。購入期間の考え方について、協定が連続しない方が良いとか、短期間で搬出した方が良いことになるのか。

→近畿中国森林管理局においては、改正審査基準の適用は31年度販売分からとなりますので、減点②の合計期間は31年度の協定締結日からカウントを開始し、販売の合計期間が5年以上となる平成36年度以降段階的に減点されることとなります。

期間は合計期間ですので、協定の連続、不連続は関係ありません。協定期間が通算で5年以上となった段階（申請時）で減点が始まります。

短期間の搬出については、減点②においては評価の対象ではありませんが、取組評価点①では評価の対象となる場合があります。

国有林は、国有林材の安定供給を通じて、民有林も含めた林業及び木材産業の発展に貢献し、地域における「国産材」の安定的かつ効率的な供給体制を構築するという使命を有しております。

システム販売購入物件を希望されるみなさまの中には、通常の商習慣（長期優遇）とは異なる対応となっていることについて戸惑いを感じる方もおられるかもしれませんが、国民共通の財産（資源）である国有林材を、より多くの方々に対して安定供給しつつ、地域振興に貢献して行くという考え方についてご理解をお願いいたします。

なお、合計期間が5年以上となっても引き続きシステム販売物件を購入いただくことは可能です。

Q8 既に締結している複数年協定分について、結果報告の様式はどの様式を使用すればよいのか。

→既締結分の協定については、これまでの様式で報告をお願いします。

Q9 共同申請について、共同で提案することにどのようなメリットがあるのか。例えば、10社で申請すると取引量が増えると点数で有利になることがあるなど。また、1社が代表して申請する場合との違いを教えてください。

→共同申請の場合は、取組評価点について、申請者それぞれを評価し、単純平均した点を評価点としますが、1社が代表して申請する場合は申請者のみの点数で評価しますので、申請される会社によって点数は変わるため、どちらが良いかは一概に言うことができません。